


# 都立特別支援学校における医療的ケアの実施について

平成30年3月

 東京都教育委員会

## 目 次

### 第一部 総論

1	東京都における医療的ケア実施に関する経緯について	1
2	特別支援学校における医療的ケア	2
	(1) 医療的ケアとは	
	(2) 特別支援学校で医療的ケアを実施する目的	
	(3) 特別支援学校で医療的ケアを実施する意義と配慮事項	
3	実施体制の整備	4
	(1) 肢体不自由特別支援学校における体制整備	
	(2) 肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校での医療的ケア	
	(3) 保護者との連携	
4	医療的ケアの取扱いについて	5
	(1) 対応の位置付け	
	(2) 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲	
	(3) 特定行為の実施に必要な研修	
5	医療的ケアに関わる職員の役割	6
	(1) 校長・副校長の役割	
	(2) 看護師の役割	
	(3) 教諭、学校介護職員の役割	
	(4) 養護教諭の役割	
6	保護者の役割	7
7	都教育委員会の役割	8

別表	実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分	9
----	--------------------------------------	---

### 第二部 都立肢体不自由特別支援学校

1	都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施要項（別紙1）	1 1
	別記1 「指導医の委嘱及び職務について」	
	別記2 「医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修計画」	
2	医療的ケア実施要領（モデル案）（別紙2）	1 6
	医療的ケア実施手続き（別紙3）	

### 第三部 肢体不自由以外の都立特別支援学校

1	都立特別支援学校（肢体不自由以外）における医療的ケア実施要項（別紙4）	2 3
	別記3 「指導医の委嘱及び職務について」	
	別記4 「医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修計画」	
2	医療的ケア実施要領（モデル案）（別紙5）	2 7
	医療的ケア実施手続き（別紙6）	

### 第四部 様式集

	要項様式1「医療的ケア実施計画書」（校長 都教育委員会）	3 2
	要項様式2「医療的ケア実施報告書」（校長 都教育委員会）	
	様式1、2、5～17	
	参考様式	

## 第一部 総論

### 1 東京都における医療的ケア実施に関する経緯について

東京都教育委員会は、平成2年度から「医療行為を必要とする児童・生徒の教育措置等検討委員会」を設置し、平成3年3月に「医療行為を必要とする児童・生徒の教育のあり方について」を報告した。平成4年度からは、本報告に基づき、指導医の導入や研修実施校を指定するなどの試行的事業展開を図り、東京都教育委員会主催による、「医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修講座」の開講をはじめ、「医療的配慮を要する児童・生徒の健康・安全の指導ハンドブック」を作成して都立肢体不自由養護学校（当時）の全教職員への貸与などを実施してきた。さらに、平成6年度からは、事業名を「救急体制整備事業」とし、教員による医療的ケアを違法性の阻却の考えに基づく行為として整理し、都立肢体不自由養護学校（当時）において看護師と教員が連携・協働し安全かつ適切に行えるよう実施体制の整備を順次行ってきた。

国では、文部科学省が平成15年度に「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を実施し、医療・安全面及び教育面の成果を受け「教師が行うことができる日常的・応急的手当の具体的な内容」として、咽頭より手前の吸引 咳や嘔吐、喘鳴等の問題のない児童生徒で、留置されている管からの注入による経管栄養 自己導尿の補助の三つの手当てを示した。また、厚生労働省が、平成16年10月に文部科学省宛に「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて」を発出し、「必要な医行為のすべてを担当できるだけの看護師の配置を短期間に行うことには困難が予想されることから、看護師を中心としながら教員が看護師と連携・協力して実施するモデル事業等の方式を盲・聾・養護学校全体に許容することは、看護師の適正な配置など医療安全の確保が確実になるような一定の要件の下では、やむを得ない」と示した。

これらを受けて東京都教育委員会では、平成16年11月に「これからの救急体制整備事業の在り方について（最終報告）」をまとめ、都立肢体不自由養護学校において、より一層医療的ケアが安全かつ適切に行われるように、医療的ケア実施に係る手続や、保護者、主治医、指導医のそれぞれの役割を示した。また、看護師を中心とした医療的ケアの実施体制を充実させるために、平成18年度からは、各学校に非常勤看護師の配置などを行ってきた。

この間、平成17年7月には、厚生労働省は「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」が発出され、「自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと」は原則として医行為に当たらないとの見解を示した。

東京都教育委員会では、平成21年度から介護職員の都立肢体不自由特別支援学校への試行導入を行い、児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制整備を進めた。平成23年度からはそれまでの試行導入の成果に基づき、学校介護職員として専務的非常勤職員に位置付け、平成28年度には全都立肢体不自由特別支援学校へ導入した。なお、都の非常勤職員の制度の見直しにより、現在は一般職非常勤職員となっている。

平成24年4月には、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」が施行され、知識、技能を修得した介護職員はもとより、特別支援学校においては、一定の条件の下であれば教員も、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」といった特定行為を、制度上実施することができることとなった。

このため、平成25年度から実施者として学校介護職員を加え、各学校における看護師を中心としながら、教員及び学校介護職員による医療的ケアの実施について位置付けや手続きを整理し、より一層安全かつ適切な医療的ケアの実施に努めていくこととした。

このように都教育委員会は、都立肢体不自由特別支援学校を「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく「登録特定行為事業者」として登録するための手続を進め、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるように体制整備を図ってきた。具体的には、学校の医療安全を確保する立場から主治医の了承の下に指導を行う医師（以下「指導医」という。）を委嘱し、常勤看護師に加えて、非常勤看護師を必要に応じて配置するとともに、教員や学校介護職員を「認定特定行為業務従事者」として養成し、適切な実施について実績を積み重ねてきたところである。

一方、視覚障害、聴覚障害、知的障害の特別支援学校においても、昨今、医療技術の進歩等に伴って、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する例がある。これまで肢体不自由特別支援学校と同じような医療的ケアの実施体制はなかったため、保護者等に付添やたんの吸引等の実施を依頼してきた実情があった。

平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行、また平成 28 年 6 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、改正された「児童福祉法」が施行された。これに伴い、厚生労働省、内閣府、文部科学省それぞれの局長等の連名による通知「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日付 28 文科初第 372 号他）が出され、「学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。」と示された。

このような状況の中、都教育委員会は、都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校で医療的ケアを安全かつ適切に実施する体制整備をするため、平成 29 年度から、すでに医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）が在籍している 5 校を先行実施校として位置付け、校内体制の整備や非常勤看護師の配置により、医療的ケアを実施した。この先行実施校における課題を検証し、改善を図りながら、平成 30 年度以降、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する全ての都立特別支援学校（光明学園病弱部門、施設内・病院内分教室及び訪問学級を除く。）において、安全かつ適切な医療的ケアを実施できる体制整備を進めていく。

また、平成 30 年度より主任非常勤看護師を肢体不自由特別支援学校全校に配置し、医療的ケアをより安全に実施する体制を構築した。このことにより、常勤看護師の補佐や非常勤看護師への指導・助言の充実、及び都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校や地域の区市町村立学校への支援の充実を図っていく。

## 2 特別支援学校における医療的ケア

### (1) 医療的ケアとは

本書において医療的ケアとは、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為である。治療行為として実施する医行為とは区別している。

### (2) 特別支援学校で医療的ケアを実施する目的

特別支援学校において医療的ケアを実施する目的は、日常的な医療的ケアが必要な児童・生徒等に対して、安全かつ適切に医療的ケアを行うことにより児童・生徒等が安全で安心して学ぶことができるようにすることである。医師が常駐している医療機関等において治療上の目的から医行為を実施するものとは異なる。

### (3) 特別支援学校で医療的ケアを実施する意義と配慮事項

近年の医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする児童・生徒等が増加するとともに、医療的ケアの内容が、より熟練を要し多様化、複雑化している状況にある。中には、医療的ケアの実施や健康状態の管理の個別性が高く、特別な配慮を要する場合もある。

特別支援学校における医療的ケアは、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の実施マニュアルを作成し、実施者が必要な研修を重ねて、安全かつ適切に実施するものである。医師が不在の学校においても児童・生徒等が安心して学ぶことができるようにするために、学校と保護者は児童・生徒等の日々の健康状態や医療的ケアの実施状況を共有し、連携・協力の関係を土台として、医療的ケアの適切な実施と学習の充実を図っていくことが重要である。

そのため、保護者に対しては、医療的ケアを学校で実施するためには厳格な手続きと準備期間が必要であること、特定行為以外の医療的ケアの実施には限界があること、他の児童・生徒等と同様の実施内容であっても個別性が高いため一律に判断することが適切でない場合があることなどの理解を求めることも必要である。

また、医療的ケアの実施内容を変更する場合、また進学・進級に伴って実施者が変わる場合などの際には、一層丁寧かつ慎重に対応し、安全な実施を積み重ねて、児童・生徒等の成長を支援していく必要がある。

児童・生徒等にとって、学校で医療的ケアを受ける意義は、呼吸状態を含む健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に参加できるようになること、保護者以外の人にも自分の健康状態や支援の必要性を伝える機会が広がり、教員や学校介護職員との関係性がより深まり、児童・生徒等が安心感・信頼感をもって医療的ケアを受けられたりするなどの効果も期待されることなどが考えられる。また、児童・生徒等が自己の健康を理解して、より積極的に医療的ケアを受けようとする意欲の向上など、自立心が芽生えてくることなどの教育的な効果も考えられる。

このように、学校における医療的ケアは、児童・生徒等にとって、安全で安定している学校生活を送るための教育的意義があることを考慮していく必要がある。

さらに、学校生活のみならず、通学や家庭生活、地域生活を支える関係者との連携を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に反映させるなどして、より良い学校生活を支援する視点からも、医療的ケアの着実な実施につなげていくことが大切である。

### 3 実施体制の整備

#### (1) 肢体不自由特別支援学校における体制整備

都立肢体不自由特別支援学校は「登録特定行為事業者」の認定を受け、各学校の実情に応じた医療的ケアを実施してきた。今後も医療的ケアを安全かつ適切に実施するためには以下に一部示した医療的ケアの留意事項を踏まえていくことが重要である。そのためには、「医療的ケア安全委員会」など、学校における体制整備を引き続き図っていく必要がある。

- ・看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した計画書や報告書、危機管理への対応を含んだ個別マニュアルの作成など、法令等で定められた安全確保措置について十分な対策を講じること。
- ・特定行為を実施する場合には、対象者と特定行為を明示した主治医等からの指示書が必要であるが、特別支援学校における実施に当たっては、学校保健の立場から学校医、医療安全を確保する立場から主治医の了承の下に指導を行う医師（以下「指導医」という。）に指導を求めること。
- ・特別支援学校において学校長を中心にした組織的な体制を整備するに当たっては、安全委員会がその役割を果たすこととなるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、学校医又は指導医に指導を求めること。

（文部科学省平成23年12月20日通知「別添 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」より）

#### (2) 肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校での医療的ケア

現在、医療的ケアを必要とする児童・生徒等で、肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校に在籍している児童・生徒等がいる。

これまで、医療的ケアの実施体制がなかったため、保護者等に付添と医療的ケアの実施を依頼していたが、今後は、肢体不自由特別支援学校で培ってきた医療的ケアの実施体制を参考にして、医療的ケアを必要とする児童・生徒等が在籍している肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校にも医療的ケアを実施することが可能な体制を構築していく。

具体的には、平成29年度から一部の特別支援学校（平成28年度に対象の児童・生徒等が在籍しており平成29年度も引き続いて在籍する学校）において、先行的に実施した。実施した医療的ケアの内容は、肢体不自由特別支援学校に準ずるものとし、非常勤看護師を配置した。

先行実施校において平成29年度に取り組んだ校内体制整備や教員の研修などについて、平成30年度から対象の児童・生徒等が在籍する全ての特別支援学校で実施できるよう、新規実施に当たり必要な留意点等をまとめた「都立特別支援学校における医療的ケア実施の手引」を作成した。

また、この手引において、近隣の肢体不自由特別支援学校が、新たに医療的ケアを開始する特別支援学校に対して、安全かつ適切に医療的ケアを実施するために必要な支援を行うものとした。

#### (3) 保護者との連携

医療的ケアの安全かつ適切な実施のため各学校は、保護者との密接な連絡体制が求められることから、各学校単位で医療的ケアに関する説明会を実施し、医療的ケアの趣旨と各学校の実施要領の理解促進に努める。また、健康・安全管理の観点から、必要に応じ保護者の付き添いを求めるなど、保護者との連携・協力の下、安全な事業の推進に努める必要がある。

さらに、学校生活の状況を主治医に伝える必要がある場合も少なくないので、保護者を介して、主治医との連絡や主治医訪問などの機会を必要に応じ設定できるよう、連携を図っていく必要がある。

#### 4 医療的ケアの取扱いについて

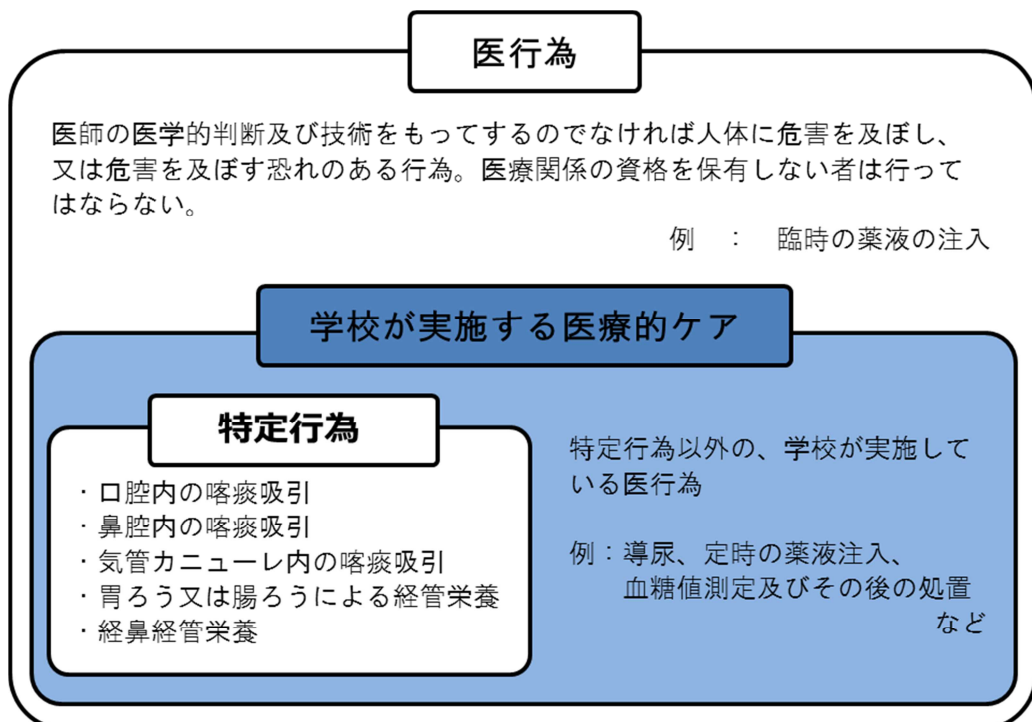
##### (1) 対応の位置付け

東京都教育委員会においては、これまでの教育面での成果を踏まえ、看護師が中心となりながら、看護師と教員及び学校介護職員が連携・協働して学校における医療的ケアが実施されることを基本的な在り方としている。教員及び学校介護職員で医療的ケアの実施者となる者は、医療安全を確実に確保するために、対象となる児童・生徒の障害の状態や行動の特性を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、特定の児童・生徒との関係性が十分あることが重要である。

そして、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」といった特定行為については、主治医及び指導医の指示を受けた看護師の指導・助言の下、「認定特定行為従事者」となった教員及び学校介護職員が実施し、これ以外の学校で実施する医療的ケアについては、看護師が行うことを標準としている。

ただし、特定行為以外の学校で実施する医療的ケアについては、必要に応じて、教員及び学校介護職員も看護師と連携・協働して対応している。

なお、教育面での成果を踏まえ、現在の対応を継続しながらも、看護師が担う部分を増やしていくことが望ましく、適切な条件整備を進めていく。



##### (2) 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

学校が実施対象とすることができる医療的ケアの範囲については、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」の特定行為と、それ以外の学校で実施する医療的ケアを合わせ、別表「実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」(P. 9)のように整理した。

特別支援学校の各校長は、医療的ケアの安全性を確保するため、別表「実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」を基に、各学校が実施対象とする医療的ケアの項目について、各学校が作成する「医療的ケア実施要領」の中に規定することとする。個々の児童・生徒等の医療的ケアの実施内容については、児童・生徒等の個別の実態や各学校の置かれた環境を踏まえるとともに、児童・生徒等の安全を第一に考えながら、主治医及び指導医の医療的判断に基づくものとする。

### (3) 特定行為の実施に必要となる研修

教員や学校介護職員が、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」の特定行為を実施するためには、認定特定行為業務従事者となる必要がある。

認定特定行為業務従事者となるためには、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条」に基づく「第三号研修」(9時間の基本研修及び各学校において実施する指導者講習を修了した指導医師又は看護師による実地研修)を受講することとする。

## 5 医療的ケアに関わる職員の役割

### (1) 校長、副校長の役割

校長は、その責任と権限に基づき学校内で医療的ケアを安全かつ適切に実施する。このため、校長は、校長及び副校長を中心とした校内体制の整備と校内の職員間や保護者との連携について、必要な措置を行う。

具体的には、医療的ケア安全委員会を校務分掌に位置付け、学校医や指導医から医療に関する助言を適切に求めることである。また、各校の実施要項を定め、実施に関する書類や個別の実施マニュアル等が適切に作成され、医療的ケアに関係する職員(教員、学校介護職員、養護教諭、常勤看護師、非常勤看護師)が連携して適切に実施されているのかを管理することが必要である。さらに、校内の職員に対して、認定特定行為業務従事者となるための研修やより専門的な研修を計画的に受講させるなど、安全かつ適切に医療的ケアが組織的に実施できるようにすることである。

同時に、対象の保護者に対して、学校で行う医療的ケアの目的や意義について説明し、必要に応じて付添いを依頼することもあることなど、医師が常駐していない学校で安全にかつ適切に医療的ケアを実施することへの理解を求めていくことが重要である。

また、肢体不自由特別支援学校の校長、副校長は、常勤看護師の配置されていない特別支援学校において医療的ケアを実施する必要が生じた際は、当該特別支援学校の校長、副校長との連携を図り、安全で適切な実施ができるように必要な支援を行う。

具体的には、当該特別支援学校の要請に応じ、肢体不自由特別支援学校における非常勤看護師等の研修、常勤看護師等の派遣等を行い、課題解決を円滑に図ることとする。

### (2) 看護師の役割

学校における医療的ケアは、常勤看護師及び非常勤看護師を中心として実施する。

#### ア 常勤看護師

常勤看護師は、医師の指示に基づき実施者として医療的ケアの実施に当たるとともに、学校での医療的ケア全般の状況と業務の全体を把握し、主治医及び指導医の指示・指導を受け、教



員及び学校介護職員への指導・助言に当たる。また、保護者や主治医及び指導医と連絡・調整を図りながら、個々の児童・生徒の医療的ケアを実施するための手順書（個別の医療的ケア実施マニュアル）を作成する。また指導医検診の計画や研修（指導医研修・実地研修・個別研修・臨床研修）にかかわるとともに、医療的ケアに関する書類、備品及び消耗品等の管理を行う。

#### イ 主任非常勤看護師

主任非常勤看護師は、医師の指示に基づき常勤看護師による具体的な助言の下、実施者として医療的ケアの実施に当たるとともに、非常勤看護師、教員及び学校介護職員への指導・助言を行う。また、常勤看護師を補佐し、学校の医療的ケア全般の状況を把握するとともに、必要に応じて業務の調整を担う。

#### ウ 非常勤看護師

非常勤看護師は、医師の指示に基づき常勤看護師及び主任非常勤看護師による具体的な助言の下、実施者として医療的ケアの実施に当たるとともに、教員及び学校介護職員への指導・助言を行う。また、医療的ケアに関する書類、備品及び消耗品等の管理を行う。

なお、常勤看護師を配置していない学校においては、主治医及び指導医の指示・指導を受け、実施者として医療的ケアの実施に当たるとともに、教員への指導・助言に当たる。さらに、養護教諭と連携しながら主治医及び指導医との連絡・調整を図り、個々の児童・生徒等の医療的ケアを実施するための手順書（個別の医療的ケア実施マニュアル）の作成、医療的ケアに関する書類、備品及び消耗品等の管理を行う。

### (3) 教諭、学校介護職員の役割

教諭（主幹教諭・主任教諭を含む。）及び学校介護職員は、保護者、看護師及び養護教諭の協力の下、対象となる医療的ケアを必要とする児童・生徒等の健康観察を行い、健康状態を把握する。

また、医療的ケアを円滑に行うことができる環境を整備し、看護師など医療的ケアの実施者が安全に医療的ケアを実施できる環境を整え、医療的ケアの適切な実施を支援する。

さらに、指導医及び看護師等の指導・助言の下に、一定の研修を経て、指導医による認定を受け、校長から指定された場合、特定の児童・生徒等に対する特定行為について、看護師と連携・協働し、実施に当たる。

### (4) 養護教諭の役割

養護教諭（主幹養護教諭・主任養護教諭を含む。）の職務は、学校保健推進の中心的役割を担うことであり、通常は個々の児童・生徒等に対する医療的ケアの実施者とはならないことを基本とするが、状況によっては、医療的ケアの実施者となる必要がある場合もある。

また、看護師と連携・協働し、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の健康観察を行い、医療的ケアの実施状況の把握及び緊急時の対応等に備えた環境整備（医療・療育機関との連絡・調整などを含む。）を行う。

## 6 保護者の役割

保護者は、学校内で医療的ケアが安全かつ適切に実施できるよう、主治医との連絡・相談を密に取るとともに、必要な情報を学校と共有して学校で医療的ケアを実施するための準備等を進め、実施に際しても、対象の児童・生徒等の健康状態について連絡や相談を学校に対して適切に行うことが求められる。

学校における医療的ケアの実施を申請する場合は、医療機関とは異なり、看護師、教員及び学校介護職員の対応能力には限りがあることや、児童・生徒等が安定した健康状態で学習が可能な状態で登校することが前提であることを理解し、併せて主治医から学校で医療的ケアを実施する際の期待できるメリットとリスクの説明を受け理解をしたうえで、学校での医療的ケアの実施を申請することが必要である。

保護者の申請からの医療的ケアを実施できるまでの間の準備期間中は、学校では医療的ケアを実施することができないため、保護者の付添による医療的ケアの実施が必要である。すでに医療的ケアを継続して実施している児童・生徒等であっても新たな内容の医療的ケアを実施する場合は、一定の準備期間が必要である。

学校で医療的ケアが実施できるようになった後は、登校後に健康状態に異状が認められたときの対応のため、緊急連絡先を学校に知らせ常に連絡ができるようにしておくことが重要である。また、医療的ケアに必要な個別の医療器材や消耗品の準備や点検・補充は、保護者が行う。

## 7 都教育委員会の役割

都教育委員会は、特別支援学校が安全で適切に医療的ケアを実施できるよう、看護師の配置、教員や学校介護職員が認定特定行為業務従事者となるための育成、医療安全に関する指針の提示など統括的に管理する。また、特別支援学校で医療的ケアに関わる教員、養護教諭、看護師等の専門性の向上を図るため、医療や看護技術についての研修や情報交換の機会を設ける。

さらに、専門的な知見を活用するため、医療関係者、学校関係者等による医療的ケア運営協議会を設置し、より一層安全かつ適切に実施する体制の整備に向け総括的検討を継続して行っていく。

## 「実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」

実施対象とする項目・内容及実施者は、児童・生徒の個別の実態や各学校の置かれた環境を踏まえるとともに、幼児・児童・生徒の安全を第一に考えながら、主治医及び指導医の医療的判断に基づくものとする。

幼児・児童・生徒の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く一律に実施できない場合があることに留意すること。

学校で行うことができる医療的ケア		学校における医療的ケアの実施者		
実施10項目	実施することができる内容	看護師の指導・助言の下、教員及び学校介護職員が実施	看護師が実施、教員及び学校介護職員が連携・協働して対応 <sup>1</sup>	看護師が実施
吸 引	口腔内 又は鼻腔内	咽頭より手前		
		咽頭より奥		
	エアウエイ内	2		
	気管切開部	カニューレ内 カニューレより先		
経管栄養	経鼻胃管	滴下での注入（ポンプ使用を含む）		
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む）		
	胃ろう	滴下での注入（ポンプ使用を含む）		
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む）		
		半固形化栄養剤の注入 3	4	
	腸ろう	滴下での注入（ポンプ使用を含む）		
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む）		
	口腔ネラトン法			
導 尿	導 尿			
エアウエイの管理	経鼻エアウエイの挿入・抜去			
	経鼻エアウエイの管理			
定時の薬液の吸入	定時の薬液の吸入			
気管切開部の衛生管理	気管切開部の衛生管理			
胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	胃ろう又は腸ろう部の衛生管理			
酸素管理及び呼吸補助装置の管理	管理及び呼吸補助装置の管理			
	作動状況の確認及び緊急時の連絡等			
人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等			
血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定及びその後の処置 5			

1 教員・学校介護職員は、幼児・児童・生徒の健康の状態を観察し、必要に応じて看護師に医療的ケアの実施を依頼する。

2 吸引の際エアウエイが咽頭奥に入ることがない場合に限る。

3 市販もしくは処方された半固形化した栄養剤を注入すること。市販されていない自宅等で作成したミキサー食は対象外とする。

4 看護師の実施により実績を重ね、校内で安全性を検証した場合は、教員及び学校介護職員も実施できるものとする。

5 衛生面での管理が可能な特定の場所（保健室等）で実施することが望ましい。その後の処置には、インスリンの注射を含む。

## 第二部 都立肢体不自由特別支援学校での実施

都立肢体不自由特別支援学校では、これまでの成果を踏まえ、看護師が中心となりながら、看護師と教員及び学校介護職員が連携・協働して学校における医療的ケアが実施されることを基本的な在り方としていく。そのため、以下の「都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施要項」や様式を定める。

### 1 実施要項

別紙 1	都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施要項
別記 1	指導医の委嘱及び職務について
別記 2	医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修計画（肢体不自由特別支援学校）
要項様式 1	医療的ケア実施計画書
要項様式 2	医療的ケア実施報告書
別紙 2	医療的ケア実施要領（モデル案）
別紙 3	医療的ケア実施手続き

### 2 様式

様式 1	医療的ケア実施申請書
都 1 - 1	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）
都 1 - 2	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）
都 1 - 3	医療的ケア指示書
都 2 - 1	依頼書【都 1 - 1・都 1 - 2 用】
都 2 - 2	依頼書【都 1 - 3 用】
様式 5	検診依頼書
様式 6	医療的ケア実施申請に伴う検診について（お知らせ）
様式 7	指導医検診記録・意見書
様式 8	結果通知書
様式 9	実地（個別）研修の実施について
様式 10	実地（個別）研修実施依頼書
様式 11	実地（個別）研修記録
様式 12	医療的ケア実施認定書
様式 13	医療的ケア実施者指定書
様式 14-1	実施通知書（校長 主治医）
様式 14-2	実施通知書（校長 保護者）
様式 15	医療的ケア実施承諾書
様式 16	医療的ケア実施依頼書
様式 17	医療的ケア実施状況報告書
参考様式	健康チェックカード
参考様式	実施記録

### 3 注意事項（平成 26 年 12 月 5 日付 26 教学特第 1161 号「医療的ケア実施における指示書の取扱いについて（通知）」より）

- (1) 様式「都 1 - 1」及び「都 1 - 2」は、医療保険の適用を受ける指示書のため、学校独自の様式に変更しないこと。
- (2) 様式「都 1 - 1」及び「都 1 - 2」の有効期限は 6 か月となります。また、様式「都 1 - 3」の有効期限は、作成された年度の 3 月 31 日までとします。  
なお、指示書の有効期限内であっても、児童・生徒の健康状態に変化等があった場合には、校長は保護者に対し、指示書の再提出を求めることができます。
- (3) 様式「都 1 - 1」及び「都 1 - 2」は、児童・生徒一人につき、3 か月に 1 回を限度とし医療保険が適用されます。

## 都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施要項

### 1 目的

都立肢体不自由特別支援学校(以下「学校」という。)には、日常的に医療的配慮を要する児童・生徒が多数在籍しており、健康で安全な学校生活を送るためには、学校生活全般にわたって、きめの細かい医療面での配慮を行っていく必要がある。

このためには、指導に携わる教員及び介助等行う学校介護職員が、児童・生徒の医学的観点からの理解と知識を深め、看護師との連携・協働を緊密に行うことにより、児童・生徒が健康で安全に学校生活を過ごすための体制整備を推進する必要がある。

本要項は以上のことを踏まえ、学校において日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的として制定するものである。

### 2 医療的ケア実施体制の整備

#### (1) 登録特定行為事業者の登録

医療的ケアを実施するため、学校ごとに都に登録特定行為事業者として登録をする。

登録に際しては、認定特定行為業務従事者となった教員及び学校介護職員の全員の名簿を提出し、名簿に変更が生じた場合には、遅滞なく、登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書は都教育委員会を通じ、都に提出する。

#### (2) 認定特定行為業務従事者の認定

教員及び学校介護職員は、都教育委員会及び各学校で実施する社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく「第三号研修」の基本研修を受講した後、特定の児童・生徒に対する特定行為について、指導者講習を修了した医師又は看護師(常勤)の指導による実地研修を受講する。

上記の研修実施後、各学校は、医療的ケア実施に必要な研修を修了した教員及び学校介護職員について、認定特定行為業務従事者認定証交付を、都教育委員会を通じ、都に申請する。

#### (3) 医療的ケア実施体制の整備のため、指導医を委嘱する。指導医の委嘱及び職務については、別記1に定めるところによる。

#### (4) 各学校は、安全な医療的ケアの実施のために、医療的ケア安全委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

委員会の委員長は校長とし、委員は担当副校長、経営企画室担当者、学校医又は指導医、看護師(常勤)、養護教諭、医療的ケア担当教員によって構成するものとする。

委員会は、医療的ケア実施要領を作成し、医療的ケアを必要とする児童・生徒の医療的ケア実施体制の充実を図る。

委員会は、医療的ケア実施に係る計画、実施方法、実施者の研修等について定めると共に、各学校における医療的ケア実施の安全な実施について校長に必要な助言を行う。

委員会は、医療的ケアを必要とする児童・生徒の緊急時の対応等を定め、校内体制を整備するとともに、全教職員、全学校介護職員等に周知する。また、保護者や医療機関等との連携等の体制の充実を図る。

#### (5) 教員及び学校介護職員の研修

教員及び学校介護職員の医療的ケアに関する資質の向上を図るため、その職種に応じた基礎的・専門的研修を行う。研修計画については、別記2に定めるところによる。

### 3 実施者

医療的ケアを実施できる実施者については、以下のとおりとする。

なお、医療的ケアの実施にあたっては、看護師を中心とした体制をとることとする。

- (1) 社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則に基づき、「第三号研修」を受講し、特定の児童・生徒の特定行為実施者と認定された教員及び学校介護職員は、主治医及び指導医の指示を受けた看護師の指導・助言の下、以下の特定行為を特定の児童・生徒を対象に実施することができる。

口腔内の喀痰吸引

鼻腔内の喀痰吸引

気管カニューレ内部の喀痰吸引

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

経鼻経管栄養

- (2)(1)以外の下の4に示し、各学校において実施対象とする医療的ケアについては、看護師が行うことを標準とする。

ただし、(1)の特定行為以外の日常的・応急的行為については、今後とも必要に応じて、教員及び学校介護職員も看護師と連携・協働して対応していくことができるものとする。

- (3)(2)において、教員及び学校介護職員が看護師と連携・協働して対応する場合であっても、医療的ケアの実施に必要な手続きをすることとする。

### 4 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 酸素管理及び呼吸補助装置の管理
- (9) 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等
- (10) 血糖値測定とその後の処置

校長は、医療的ケアの安全性を確保するために、児童・生徒の実態、主治医及び指導医の意見、学校の環境等に応じ総合的に判断し、各学校において実施対象とすることができる医療的ケアを上記の範囲から選択し、各学校での「医療的ケア実施要領」で規定すること。

### 5 予算措置

都立肢体不自由特別支援学校には、医療的ケアの実施に必要な予算を別途定め、配付する。

### 6 事業実施計画書及び事業実施報告書の提出

都立特別支援学校の校長は、毎年度当初に「医療的ケア実施計画書」(要項様式1)、「医療的ケ

ア実施報告書」(要項様式2)を教育庁都立学校教育部特別支援教育課長へ提出する。

## 7 その他

- (1) この事業は、平成6年4月1日より開始する。
- (2) この要項に定めのない事項については、別に定める。

### 附則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成16年12月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成17年3月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則(一部改正)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

## 別記1「指導医の委嘱及び職務について」

指導医は、医療的ケア整備事業の中核をなすものであり、各学校の「医療的ケア実施要領」を基に、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、医療的ケアの安全な実施のため、指導(指示)・助言を行う。

したがって校長は、委嘱に当たって、学校における児童・生徒の実態等をかんがみ、医師の選定・確保に努めなければならない。

### 1 指導医の委嘱

医療的ケアを実施する都立特別支援学校の校長は、指導医を委嘱する。

### 2 指導医の主な職務

#### (1) 医療的ケア実施全般にわたっての職務

医療的ケアの実施に関する医療面での総合的な判断

看護師への指導・助言

校内研修・研究等での指導・助言

主治医との連絡・調整

東京都教育委員会が実施する協議会・調整会等への出席

#### (2) 認定特定行為業務従事者の認定に関する職務

指導医は、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う「第三号研修」に関する指導者講習を修了する。

指導者講習を終了した指導医は、医療的ケアを実施しようとする教員及び学校介護職員に対して、都教育委員会や各学校の求めに応じ、基本研修、実地研修の指導者となり、教員及び学校介護職員の医療的ケア実施者としての適格性を認定する。

#### (3) 医療的ケア実施手続きに関する職務

主治医の「医療的ケアに関する指示書」の確認

医療的ケアを必要とする児童・生徒の検診

実施予定者に対する「第三号研修」及び個別研修の実施

学校で行う医療的ケアの範囲・内容・実施者の認定

医療的ケアの実施マニュアルの作成・検討に際しての助言

医療的ケアを必要とする特定の児童・生徒に対する医学的知識や技能、緊急時の対応等に関する看護師、教員及び学校介護職員等への指導・助言

医療的ケアの実施状況の把握と確認・指導

主治医への実施状況の報告

### 3 指導医の検診・指導回数等

「検診」及び「指導」について、年間39回(週1回程度)を限度として実施する。



## 別記2「医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修計画」(肢体不自由特別支援学校)

### 1 趣旨

都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備・充実を図るため、その職務に応じた医療的知識の習得及び重度・重複障害児童・生徒の医療的ケアに関する知識と技能を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進等の指導に資するため、下記の研修を実施する。

### 2 内容

以下の研修について、教諭、養護教諭(主幹級、主任級を含む)、看護師(常勤、非常勤を含む)、学校介護職員のそれぞれの職能に応じた研修を実施する。

#### (1) 東京都教育委員会が実施するもの

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく「第三号研修」のうち、「喀痰吸引等に関する演習」を除く基本研修

重度・重複障害児童・生徒の医学に関する基礎的知識・技能の習得

重度・重複障害児童・生徒の医療的ケアに関する専門的かつ実践的知識・技能の習得

重度・重複障害児童・生徒の摂食指導と食形態の専門的かつ実践的知識・技能の習得

重度・重複障害児童・生徒の緊急時の対応に関する知識・技能の習得

重度・重複障害児童・生徒の自立活動に関する知識・技能の習得

その他、必要な研修

#### (2) 学校が校内で実施するもの

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく「第三号研修」のうち、「喀痰吸引等に関する演習」及び実地研修、並びに医療的ケアに関する個別研修

重度・重複障害児童・生徒の医療上の配慮事項や医療的ケアに関する基礎的知識の習得

重度・重複障害児童・生徒の医療や看護に関する情報の習得及び技能の向上

緊急時の対応の方法の習得

その他、校内で行う必要な研修等

#### (3) 東京都教育委員会に申請し、予算配付及び研修受け入れ医療機関・施設等について、東京都教育委員会の支援を受けて各学校で実施するもの

医療機関・施設等の臨床において行う研修

その他、必要な研修

都立 特別支援学校医療的ケア実施要領

第 号  
平成 年 月 日  
校 長 決 定

1 実施の目的

この実施要領は、「都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア実施要項」を踏まえ、本校において医療的ケアを安全かつ適切に実施することを目的に制定する。

2 医療的ケア安全委員会の設置

本校において安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケア安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、校長、担当副校長、経営企画室担当者、学校医又は指導医、看護師、養護教諭、医療的ケア担当教員及び学校介護職員の代表によって構成するものとする。

委員会は、医療的ケア実施に係る計画、実施者の研修、実施等について組織的に協議し、本校における医療的ケア実施の安全確保について校長に助言を行う。

3 医療的ケアの対象者

保護者からの依頼があった児童・生徒のうち、主治医の指示があり、委員会の協議を経て、校長が認めた児童・生徒とする。

4 医療的ケアの実施

学校管理下において医療的ケアを行う必要が生じ、看護師、教員及び学校介護職員が行うことが適切であると校長が判断した場合に、児童・生徒の状態が安定していることや、校内において安全に実施できる体制が確保できていることを前提に実施する。

- (1) 看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した「医療的ケア実施者指定書」及び「医療的ケア実施状況報告書」、危機管理への対応を含んだ「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成するなど、安全確保措置について十分な対策を講じる。
- (2) 特定行為を実施する場合には、対象の児童・生徒と特定行為を明示した主治医等からの「医療的ケアに関する指示書」に基づくとともに、実施に当たっては、学校保健の立場から学校医、医療安全を確保する立場から指導医に指導を求める。
- (3) 校長を中心にした組織的な体制を整備するに当たっては、委員会がその役割を果たすこととなるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、学校医又は指導医に指導を求めることとする。

5 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

## 6 実施体制

### (1) 実施者

特定行為の実施者は、看護師並びに「認定特定行為業務従事者認定証」の交付対象となる特定の教員及び特定の学校介護職員とする。

### (2) 実施手続き

実施手続きは以下のとおりとする。

なお、各様式については、毎年度作成するとともに提出を求め、有効期間は各年度末とする。

保護者からの申請

- ・保護者は、「医療的ケア実施申請書」(様式1)を提出する。  
なお、保護者が申請するに当たっては、看護師、教員及び学校介護職員の対応能力には限りがあることや、児童・生徒の健康状態が優れない場合の無理な登校は適当でないこと等について、保護者が認識し、学校と連携協力することが必要である。
- ・校長及び看護師は、主治医に対して医療的ケアのシステムについて説明する。
- ・校長は、主治医に対し医療的ケアに関する指示について、以下に記載する「医療的ケア指示書(介護職員等喀痰吸引等指示書)」(都1-1)又は(都1-2)を用いる場合は「依頼書」(都2-1)により、「医療的ケア指示書」(都1-3)を用いる場合は、「依頼書」(都2-2)により依頼する。
- ・主治医は、保護者を通じて校長に対し、必要となる医療的ケアの具体的内容を指示する。また、主治医は、保護者に対して学校における医療的ケアに関して、期待できるメリットとともにリスクについても丁寧に説明する。  
なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養のいずれかの行為を含む指示を行う場合は、「医療的ケア指示書(介護職員等喀痰吸引等指示書)」(都1-1)又は(都1-2)を用い、行為の種類にかかわらず看護師のみが実施する場合又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げるいずれの行為も含まない場合は、「医療的ケア指示書」(都1-3)を用いて指示するものとする。

実施予定者の決定

- ・委員会では主治医、指導医、看護師、養護教諭、担任等の意見を十分に参考にして、医療的ケアの実施予定者の決定を行う。

指導医の検診

- ・校長は、指導医に「検診依頼書」(様式5)により検診を依頼する。  
(年間の検診実施計画書により検診日時等を示す場合には、本様式によらず依頼することができる。)
- ・校長は、保護者に「医療的ケア実施申請に伴う検診について(お知らせ)」(様式6)で通知する。

指導医の検診結果

- ・指導医は保護者立ち会いのもとで検診を行い、「医療的ケアに関する指示書」を確認し、実施予定者が実施可能な医療的ケアの内容と範囲を特定し、校長に対する「指導医検診記録・意見書」(様式7)を作成する。

結果通知

- ・校長は、委員会での協議結果に基づいて「結果通知書」(様式8)により、保護者

に通知する。

指導医による実地研修又は個別研修

- ・指導医の助言を受け、委員会は「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成し、保護者に確認する。
- ・校長は、「実地（個別）研修の実施について」（様式 9）により保護者に研修協力を依頼する。

看護師が実施する場合には、本様式を省略することができる。

- ・校長は、「実地（個別）研修実施依頼書」（様式 10）により指導医に実地研修又は個別研修を依頼する。

看護師（常勤）が実地研修及び個別研修を指導する場合には、様式 10 は要さない。また、教員や学校介護職員が実施者になる場合でも、指導医に確認の上、省略することができる。

- ・実施予定者は、「実地（個別）研修記録」（様式 11）を作成する。

看護師が実施する場合には、本様式を省略することができる。

- ・研修修了後に（指導者研修を修了した看護師が実地研修及び個別研修を指導した場合は、当該看護師の報告に基づき）、指導医は実施予定者に対して「医療的ケア実施認定書」（様式 12）を作成する。

看護師が実施する場合には、本様式を省略することができる。

「認定特定行為業務従事者認定証」の申請

- ・指導医又は看護師により、特定行為の安全な実施が行えると評価された教員及び学校介護職員は、都教育委員会に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する。

校長による実施者の指定

- ・校長は、「医療的ケア実施者指定書」（様式 13）の交付で実施者を指定する。

主治医・保護者への通知

- ・校長は、「実施通知書」（様式 14 - 1、14 - 2）で主治医及び保護者に医療的ケアの実施項目、内容等について通知する。
- ・保護者は「医療的ケア実施承諾書」（様式 15）を提出する。

医療的ケアの実施

- ・実施に当たっては、保護者は事前に「医療的ケア実施依頼書」（様式 16）を提出する。
- ・保護者は、依頼する当日、「健康チェックカード」を提出する。
- ・実施者は、実施状況を「実施記録」に記録する。

指導医、主治医との連携

- ・委員会は、実施状況を「実施記録」により、指導医に報告する。
- ・委員会は、指導医の指導・助言若しくは実施上必要なことについて記録し、特定行為実施の改善を図るため、必要な対応を行う。
- ・校長は、指導医及び看護師の指導記録を受けて、主治医に実施状況を、「医療的ケア実施状況報告書」（様式 17）により報告する。

### （3）緊急時の医療機関

緊急時の医療機関は、 病院とする。

## 7 保護者の義務

- （1）必要の都度、事前に「医療的ケア実施依頼書」（様式 16）

- ( 2 ) 当日の児童・生徒の健康状態について、安定していることを確認し、「健康チェックカード」で学校に知らせる。
- ( 3 ) 必要な医療的機材等の準備をする。
- ( 4 ) 緊急連絡先を必ず学校に知らせる。
- ( 5 ) 登校後の健康状態に異常が認められた場合、学校からの連絡を受け、保護者は対応について学校と相談し、必要な対応をすること。
- ( 6 ) 定期的に主治医に診察してもらい、適切な指示を受け、特定行為に変更があった場合には、速やかに学校に報告する。

#### 附則

- ・ 1 から 7 の内容について検討事項が生じた場合には、速やかに委員会を開催し、検討する。
- ・ 本実施要領は平成 年 月 日をもって施行する。

この実施要領（モデル案）における様式 1 ～ 17 については、以下に必要最小限のものを示した。これ以外の様式等については、必要に応じて各学校で作成すること。

ただし、「健康チェックカード」、「実施記録」、「校外学習等の保護者付添の代理人申請書」については、例示したものであり、各学校の状況及び医療的ケア実施項目・内容等により、改定して使用することができる。

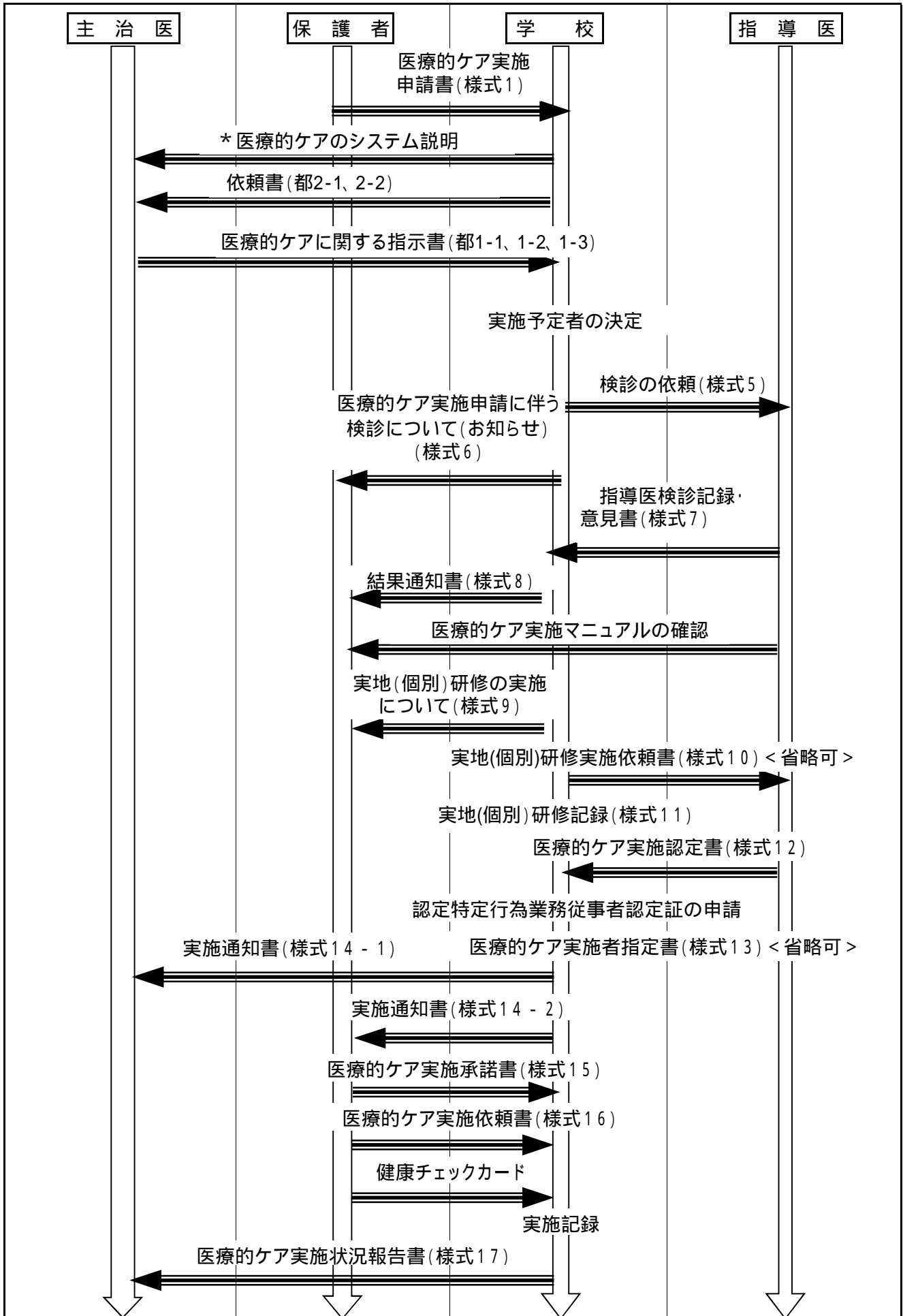
看護師のみが実施者となる場合は、様式のうち、研修に関わるものは省略できる（様式 9 ～ 12 ）。

ただし、この場合も看護師は、医療的ケア実施に必要な情報の収集に努め、保護者との共通理解を十分に図らなければならない。

< 参考 > 実施者別作成様式 : 作成必要 : 省略できる場合あり

実施者	教員・ 学校介護職員	教員・ 学校介護職員 (認定特定行 為業務従事者)	看護師	備考
様式 1				
都 1-1, 1-2, 1-3				
都 2-1, 2-2				
様式 5				年間実施計画書により検診日時を示す場合には、別様式でも可
様式 6				
様式 7				
様式 8				
様式 9			省略可	
様式 10			省略可	教員・介護職員についても、常勤看護師が研修を実施する場合には省略可
様式 11			省略可	
様式 12			省略可	
様式 13				指導医と確認の上、省略できるものとする。
様式 14-1				看護師が実施する場合には研修に関する文言削除
様式 14-2				看護師が実施する場合には研修に関する文言削除
様式 15				
様式 16				
様式 17				

別紙3 「医療的ケア実施手続き」



学校は、都へ毎年度当初に「医療的ケア実施計画書」(要項様式1)を年度末に「医療的ケア実施報告書」(要項様式2)を提出する。

### 第三部 都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校での実施

都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校で培ってきた医療的ケアの実施体制を参考にして、医療的ケアを必要とする児童・生徒等が在籍している学校に配置する非常勤看護師を実施者とし、教員と養護教諭及び非常勤看護師が連携・協力して医療的ケアを実施する体制を構築していく。そのため、以下の「都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項」や様式を定める。

#### 1 実施要項

別紙 4	都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項
別記 1	指導医の委嘱及び職務について
別記 3	医療的ケアを必要とする児童・生徒に関する研修計画（肢体不自由特別支援学校以外）
要項様式 1	医療的ケア実施計画書
要項様式 2	医療的ケア実施報告書
別紙 5	医療的ケア実施要領（モデル案）
別紙 6	医療的ケア実施手続き

#### 2 様式

様式 1	医療的ケア実施申請書
都 1 - 1	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）（医療保険適用）
都 1 - 2	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）（医療保険適用）
都 1 - 3	医療的ケア指示書
都 1 - 4	医療的ケア指示書（医療保険適用外）
都 1 - 5	医療的ケア指示書（医療保険適用外）
都 2 - 2	依頼書【都 1 - 3・都 1 - 4・都 1 - 5 用】
様式 5	検診依頼書
様式 6	医療的ケア実施申請に伴う検診について（お知らせ）
様式 7	指導医検診記録・意見書
様式 8	結果通知書
様式 9	実地（個別）研修の実施について（省略可）
様式 10	実地（個別）研修実施依頼書（省略可）
様式 11	実地（個別）研修記録（省略可）
様式 12	医療的ケア実施認定書（省略可）
様式 13	医療的ケア実施者指定書（省略可）
様式 14-1	実施通知書（校長 主治医）
様式 14-2	実施通知書（校長 保護者）
様式 15	医療的ケア実施承諾書
様式 16	医療的ケア実施依頼書
様式 17	医療的ケア実施状況報告書
参考様式	健康チェックカード
参考様式	実施記録

#### 3 注意事項

- (1) 様式「都 1 - 1」及び「都 1 - 2」は、社会福祉士及び介護福祉士法及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の定めによる登録特定行為事業者たる学校に対して交付した場合のみ医療保険の適用を受けるため、看護師のみが医療的ケアを実施する肢体不自由以外の都立特別支援学校に対して交付された場合は、医療保険の適用となりません（肢体不自由教育部門のある併置校は、医療保険の適用になります。）。
- (2) いずれの指示書様式も、有効期限は最長でも、作成された年度の 3 月 31 日までとします。  
なお、指示書の有効期限内であっても、児童・生徒等の健康状態に変化等があった場合には、校長は保護者に対し、指示書の再提出を求められます。



都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項

1 目的

都立特別支援学校（以下「学校」という。）には、日常的に医療的配慮を要する児童・生徒が在籍しており、健康で安全な学校生活を送るためには、学校生活全般にわたって、きめの細かい医療面での配慮を行っていく必要がある。

このためには、指導に携わる教員が、児童・生徒（盲学校、ろう学校においては幼児を含む。）の医学的観点からの理解と知識を深め、看護師との連携・協働を緊密に行うことにより、児童・生徒が健康で安全に学校生活を過ごすための体制整備を推進する必要がある。

本要項は以上のことを踏まえ、学校において日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的として制定するものである。

2 医療的ケア実施体制の整備

（１）医療的ケア実施体制の整備のため、指導医を委嘱する。指導医の委嘱及び職務については、別記３に定めるところによる。

（２）各学校は、安全な医療的ケアの実施のために、医療的ケア安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員長は校長とし、委員は担当副校長、経営企画室担当者、学校医又は指導医、非常勤看護師、養護教諭、医療的ケア担当主幹教諭、担任によって構成するものとする。

委員会は、医療的ケア実施要領を作成し、医療的ケアを必要とする児童・生徒の医療的ケア実施体制の充実を図る。

委員会は、医療的ケア実施に係る計画、実施方法、実施者の研修等について定めると共に、各学校における医療的ケア実施の安全な実施について校長に必要な助言を行う。

委員会は、医療的ケアを必要とする児童・生徒の緊急時の対応等を定め、校内体制を整備するとともに、全教職員に周知する。また、保護者や医療機関等との連携等の体制の充実を図る。

（３）教員の研修

教員の医療的ケアに関する資質の向上を図るため、その職種に応じた基礎的・専門的研修を行う。研修計画については、別記３に定めるところによる。

3 実施者

医療的ケアを実施できる実施者については、非常勤看護師とする。

なお、医療的ケアの実施にあたっては、教員及び養護教諭と非常勤看護師が連携・協力して対応していくものとする。

4 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

（１）吸引

（２）経管栄養

（３）導尿

（４）エアウェイの管理

- ( 5 ) 定時の薬液の吸入
- ( 6 ) 気管切開部の衛生管理
- ( 7 ) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- ( 8 ) 酸素管理及び呼吸補助装置の管理
- ( 9 ) 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等
- ( 10 ) 血糖値測定とその後の処置

校長は、医療的ケアの安全性を確保するために、児童・生徒の実態、主治医及び指導医の意見、学校の環境等に応じ総合的に判断し、各学校において実施対象とすることができる医療的ケアを上記の範囲から選択し、各学校での「医療的ケア実施要領」で規定すること。

## 5 予算措置

都立特別支援学校には、医療的ケアの実施に必要な予算を別途定め、配付する。

## 6 事業実施計画書及び事業実施報告書の提出

都立特別支援学校の校長は、毎年度当初に「医療的ケア実施計画書」(要項様式 1 )、「医療的ケア実施報告書」(要項様式 2 )を教育庁都立学校教育部特別支援教育課長へ提出する。

## 7 その他

この要項に定めのない事項については、別に定める。

## 附則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則 (一部改正)

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 別記3「指導医の委嘱及び職務について」

指導医は、医療的ケア整備事業の中核をなすものであり、各学校の「医療的ケア実施要領」を基に、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、医療的ケアの安全な実施のため、指導(指示)・助言を行う。

したがって校長は、委嘱に当たって、学校における児童・生徒等の実態等をかんがみ、医師の選定・確保に努めなければならない。

#### 1 指導医の委嘱

医療的ケアを実施する都立特別支援学校の校長は、指導医を委嘱する。

#### 2 指導医の主な職務

##### (1) 医療的ケア実施全般にわたっての職務

医療的ケアの実施に関する医療面での総合的な判断

看護師への指導・助言

校内研修・研究等での指導・助言

主治医との連絡・調整

東京都教育委員会が実施する協議会・調整会等への出席

##### (2) 認定特定行為業務従事者の認定に関する職務

指導医は、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う「第三号研修」に関する指導者講習を修了する。

##### (3) 医療的ケア実施手続きに関する職務

主治医の「医療的ケアに関する指示書」の確認

医療的ケアを必要とする児童・生徒等の検診

学校で行う医療的ケアの範囲・内容・実施者の認定

医療的ケアの実施マニュアルの作成・検討に際しての助言

医療的ケアを必要とする特定の児童・生徒等に対する医学的知識や技能、緊急時の対応等に関する看護師、教員への指導・助言

医療的ケアの実施状況の把握と確認・指導

主治医への実施状況の報告

#### 3 指導医の検診・指導回数等

「検診」及び「指導」について、年間12回(月1回程度)を限度として実施する。

## 別記4「医療的ケアを必要とする児童・生徒等に関する研修計画」(肢体不自由特別支援学校以外)

### 1 趣旨

都立特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備・充実を図るため、その職務に応じた医療的知識の習得とともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進等の指導に資するため、下記の研修を実施する。

### 2 内容

以下の研修について、教諭、養護教諭(主幹級、主任級を含む)、非常勤看護師のそれぞれの職能に応じた研修を実施する。

#### (1) 東京都教育委員会が実施するもの

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく「第三号研修」のうち、「喀痰吸引等に関する演習」を除く基本研修

障害のある児童・生徒等の医学に関する基礎的知識・技能の習得

障害のある児童・生徒等の医療的ケアに関する専門的かつ実践的知識・技能の習得

障害のある児童・生徒等の摂食指導と食形態の専門的かつ実践的知識・技能の習得

障害のある児童・生徒等の緊急時の対応に関する知識・技能の習得

障害のある児童・生徒等の自立活動に関する知識・技能の習得

都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの実施に関する知識・技能の習得

その他、必要な研修

#### (2) 学校が校内で実施するもの

障害のある児童・生徒等の医療上の配慮事項や医療的ケアに関する基礎的知識の習得

障害のある児童・生徒等の医療や看護に関する情報の習得及び技能の向上

緊急時の対応の方法の習得

その他、校内で行う必要な研修等

## 都立 特別支援学校医療的ケア実施要領

第 号  
平成 年 月 日  
校 長 決 定

### 1 実施の目的

この実施要領は、「都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項」を踏まえ、本校において医療的ケアを安全かつ適切に実施することを目的に制定する。

### 2 医療的ケア安全委員会の設置

本校において安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケア安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、校長、担当副校長、経営企画室担当者、学校医又は指導医、非常勤看護師、養護教諭、医療的ケア担当主幹教諭及び担任によって構成するものとする。

委員会は、医療的ケア実施に係る計画、実施者の研修、実施等について組織的に協議し、本校における医療的ケア実施の安全確保について校長に助言を行う。

### 3 医療的ケアの対象者

保護者からの依頼があった幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒等」という。）のうち、主治医の指示があり、委員会の協議を経て、校長が認めた児童・生徒等とする。

### 4 医療的ケアの実施

学校管理下において医療的ケアを行う必要が生じ、看護師が行うことが適切であると校長が判断した場合に、児童・生徒等の状態が安定していることや、校内において安全に実施できる体制が確保できていることを前提に実施する。

- (1) 看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した「医療的ケア実施者指定書」及び「医療的ケア実施状況報告書」、危機管理への対応を含んだ「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成するなど、安全確保措置について十分な対策を講じる。
- (2) 特定行為を実施する場合には、対象の児童・生徒等と特定行為を明示した主治医等からの「医療的ケアに関する指示書」に基づくとともに、実施に当たっては、学校保健の立場から学校医、医療安全を確保する立場から指導医に指導を求める。
- (3) 校長を中心にした組織的な体制を整備するに当たっては、委員会がその役割を果たすこととなるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、学校医又は指導医に指導を求めることとする。

### 5 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

( 5 )

## 6 実施体制

### ( 1 ) 実施者

実施者は、看護師とする。

### ( 2 ) 実施手続き

実施手続きは以下のとおりとする。

なお、各様式については、毎年度作成するとともに提出を求め、有効期間は各年度末とする。

#### 保護者からの申請

- ・保護者は、「医療的ケア実施申請書」(様式 1) を提出する。  
なお、保護者が申請するに当たっては、看護師の対応能力には限りがあることや、児童・生徒等の健康状態が優れない場合の無理な登校は適当でないこと等について、保護者が認識し、学校と連携協力することが必要である。
- ・校長及び看護師は、主治医に対して医療的ケアのシステムについて説明する。
- ・校長は、主治医に対し医療的ケアに関する指示について、以下に記載する「医療的ケア指示書(介護職員等略痰吸引等指示書)」(都 1 - 4) 又は(都 1 - 5) を用い、「依頼書」(都 2 - 2) により依頼する。
- ・主治医は、保護者を通じて校長に対し、必要となる医療的ケアの具体的内容を指示する。また、主治医は、保護者に対して学校における医療的ケアに関して、期待できるメリットとともにリスクについても丁寧に説明する。

#### 指導医の検診

- ・校長は、指導医に「検診依頼書」(様式 5) により検診を依頼する。  
(年間の検診実施計画書により検診日時等を示す場合には、本様式によらず依頼することができる。)
- ・校長は、保護者に「医療的ケア実施申請に伴う検診について(お知らせ)」(様式 6) で通知する。

#### 指導医の検診結果

- ・指導医は保護者立ち会いのもとで検診を行い、「医療的ケアに関する指示書」を確認し、実施予定者が実施可能な医療的ケアの内容と範囲を特定し、校長に対する「指導医検診記録・意見書」(様式 7) を作成する。

#### 結果通知

- ・校長は、委員会での協議結果に基づいて「結果通知書」(様式 8) により、保護者に通知する。

#### 指導医による実地研修又は個別研修

- ・指導医の助言を受け、委員会は「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成し、保護者に確認する。

#### 主治医・保護者への通知

- ・校長は、「実施通知書」(様式 14 - 1、14 - 2) で主治医及び保護者に医療的ケアの実施項目、内容等について通知する。
- ・保護者は「医療的ケア実施承諾書」(様式 15) を提出する。

#### 医療的ケアの実施

- ・実施に当たっては、保護者は事前に「医療的ケア実施依頼書」(様式 16) を提出する。

- ・保護者は、依頼する当日、「健康チェックカード」を提出する。
- ・実施者は、実施状況を「実施記録」に記録する。  
指導医、主治医との連携
- ・委員会は、実施状況を「実施記録」により、指導医に報告する。
- ・委員会は、指導医の指導・助言若しくは実施上必要なことについて記録し、特定行為実施の改善を図るため、必要な対応を行う。
- ・校長は、指導医及び看護師の指導記録を受けて、主治医に実施状況を、「医療的ケア実施状況報告書」(様式17)により報告する。

### (3) 緊急時の医療機関

緊急時の医療機関は、病院とする。

## 7 保護者の義務

- (1) 必要の都度、事前に「医療的ケア実施依頼書」(様式16)
- (2) 当日の児童・生徒等の健康状態について、安定していることを確認し、「健康チェックカード」で学校に知らせる。
- (3) 必要な医療的機材等の準備をする。
- (4) 緊急連絡先を必ず学校に知らせる。
- (5) 登校後の健康状態に異常が認められた場合、学校からの連絡を受け、保護者は対応について学校と相談し、必要な対応をすること。
- (6) 定期的に主治医に診察してもらい、適切な指示を受け、特定行為に変更があった場合には、速やかに学校に報告する。

### 附則

- ・1から7の内容について検討事項が生じた場合には、速やかに委員会を開催し、検討する。
- ・本実施要領は平成  年  月  日をもって施行する。

この実施要領(モデル案)における様式1～17については、以下に必要最小限のものを示した。これ以外の様式等については、必要に応じて各学校で作成すること。ただし、「健康チェックカード」、「実施記録」については、例示したものであり、各学校の状況及び医療的ケア実施項目・内容等により、改定して使用することができる。

看護師が医療的ケアの実施者になる場合においても、看護師は、医療的ケア実施に必要な情報の収集に努め、保護者との共通理解を十分に図らなければならない。

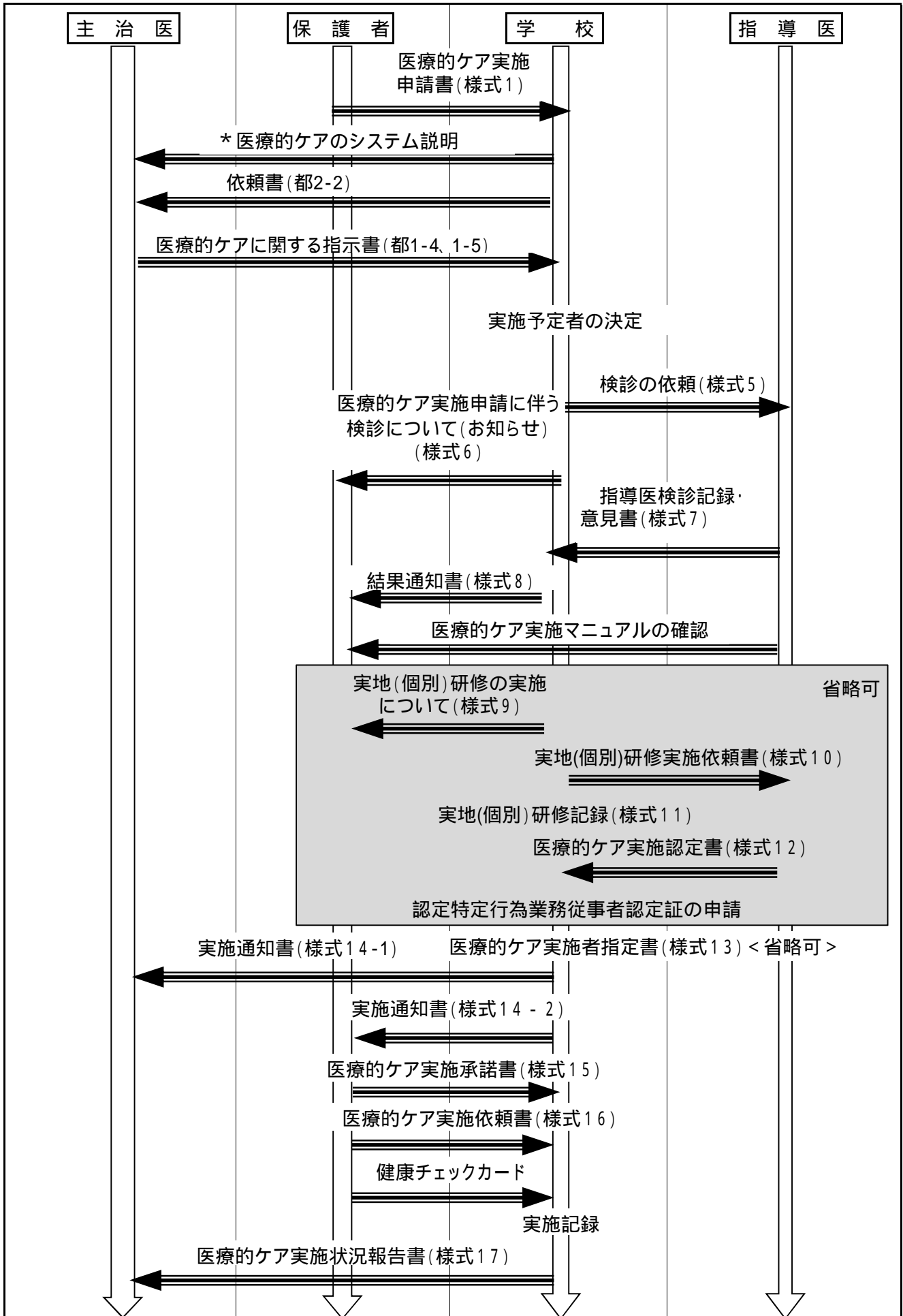
< 参考 > 作成する様式

: 作成必要

様式	作成の可否	備考
様式 1		
都 1-4, 1-5		
都 2-2		
様式 5		年間実施計画書により検診日時を示す場合には、別様式でも可
様式 6		
様式 7		
様式 8		
様式 9	省略可	
様式 10	省略可	
様式 11	省略可	
様式 12	省略可	
様式 13	不要	
様式 14-1		看護師が実施する場合には研修に関する文言削除
様式 14-2		看護師が実施する場合には研修に関する文言削除
様式 15		
様式 16		
様式 17		



別紙6 「医療的ケア実施手続き」



学校は、都へ毎年度当初に「医療的ケア実施計画書」(要項様式1)を年度末に「医療的ケア実施報告書」(要項様式2)を提出する。

## 第四部 様式集

第二部及び第三部の要項等に関わる様式等を掲載する。

要項様式 1	医療的ケア実施計画書
要項様式 2	医療的ケア実施報告書
様式 1	医療的ケア実施申請書
都 1 - 1	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）（医療保険適用）
都 1 - 2	医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）（医療保険適用）
都 1 - 3	医療的ケア指示書
都 1 - 4	医療的ケア指示書（医療保険適用外）
都 1 - 5	医療的ケア指示書（医療保険適用外）
都 2 - 1	依頼書【都 1 - 1・都 1 - 2 用】
都 2 - 2	依頼書【都 1 - 3・都 1 - 4・都 1 - 5 用】
様式 5	検診依頼書
様式 6	医療的ケア実施申請に伴う検診について（お知らせ）
様式 7	指導医検診記録・意見書
様式 8	結果通知書
様式 9	実地（個別）研修の実施について
様式 10	実地（個別）研修実施依頼書
様式 11	実地（個別）研修記録
様式 12	医療的ケア実施認定書
様式 13	医療的ケア実施者指定書（省略可）
様式 14-1	実施通知書（校長 主治医）
様式 14-2	実施通知書（校長 保護者）
様式 15	医療的ケア実施承諾書
様式 16	医療的ケア実施依頼書
様式 17	医療的ケア実施状況報告書
参考様式	健康チェックカード
参考様式	実施記録

要項様式 1 「医療的ケア実施計画書」(校長 都教育委員会)

要項様式 1

第 号  
平成 年 月 日

東京都教育庁都立学校教育部  
特別支援教育課長 殿

東京都立 特別支援学校  
校長 \_\_\_\_\_ 印

平成 年度 医療的ケア実施計画書

- 1 医療的ケア実施体制（医療的ケア安全委員会等）
- 2 医療的ケア実施要領（添付）
- 3 指導医の選任（所属・職・氏名）
- 4 指導医による検診及び指導の年間計画
- 5 研修計画  
( 1 ) 臨床研修（実施予定日・実施機関名・実施者数）  
教員・学校介護職員研修  
  
看護師研修  
  
( 2 ) 校内研修  
全体研修  
  
テーマ別（学部別）研修
- 6 研究図書整備計画
- 7 医療機器整備計画

要項様式 2 「医療的ケア実施報告書」(校長 都教育委員会)

要項様式 2

第 号  
平成 年 月 日

東京都教育庁都立学校教育部  
特別支援教育課長 殿

東京都立 特別支援学校  
校長 \_\_\_\_\_ 印

平成 年度 医療的ケア実施報告書

- 1 医療的ケアを必要とする児童・生徒名及び医療的ケア実施回数
  
- 2 指導医による検診及び指導の実施回数
  
- 3 研修の実施報告
  - (1) 臨床研修(実施予定日・実施機関名・実施者数)  
教員・学校介護職員研修  
  
看護師研修
  
  - (2) 校内研修  
全体研修  
  
テーマ別(学部別)研修
  
- 4 研究図書整備状況
  
- 5 医療機器整備状況
  
- 6 成果と課題

様式 1 「医療的ケア実施申請書」(保護者 校長)

様式 1 【要領 6 ( 2 ) 関係】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校長 殿

児童・生徒学級 \_\_\_\_\_ 部 年 組

児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 医療的ケア実施申請書

標記の件について、都立 特別支援学校医療的ケア実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1 申請する医療的ケア

(内容)

(頻度等)

2 健康状態

3 病院又は診療所の名称及び主治医の氏名

医療的ケアの安全な実施のため、学校が直接主治医と連絡を取り、指示を仰ぐことを了承いたします。

**医療的ケア指示書（介護職員等喀痰吸引等指示書）**

標記の件について、下記のとおり指示いたします。指示期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

事業者	都立	特別支援学校・学園
対象者	氏名	生年月日 平成 年 月 日 歳
	主たる疾患名	

該当の指示内容に☑（チェック）・数値等を記入してください。

本指示書の保険適用 実施行為種別 (C007-2)	口腔内の喀痰吸引 経管栄養（経鼻胃管）	鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養	気管カニューレ内部の喀痰吸引 腸ろうによる経管栄養
---------------------------------	------------------------	------------------------	------------------------------

具体的指示内容	鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸引圧（ ）kPa 以下 教員・介護職員実施の場合 鼻からの挿入の長さ（ ）cm 口からの挿入の長さ（ ）cm 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ（ ）cm 口からの挿入の長さ（ ）cm 注意点など〔 〕  持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸引圧（ ）kPa 部位（鼻・口） 挿入の長さ（ ）cm 注意点など〔 〕 気管カニューレからの吸引（または気管内吸引） 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸引圧（ ）kPa 以下 教員・介護職員実施の場合 カニューレ入口からの挿入の長さ（ ）cm 看護師実施の場合 カニューレ入口からの挿入の長さ（ ）cm 注意点など〔 〕  経鼻エアウェイからの吸引 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸引圧（ ）kPa 以下 エアウェイからの吸引カテーテル挿入長さ（ ）cm 注意点など〔 〕
---------	--

具体的指示内容	種類 鼻腔留置チューブ サイズ（ ）Fr. 挿入長さ（ ）cm 胃ろう 腸ろう  栄養剤注入 栄養剤 実施時間（ ）（ ） 内容・量（ ） 注入時間（ 分～ 分）  胃残量が（ ）未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が（ ）ml 以上（ ）ml 未満の時（ ） 胃残量が（ ）ml 以上の時（ ） 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は（ ） その他、胃残の性状に異常がある場合の対応（ ）  水分注入 実施時間（ ）（ ） 内容（ ） 1回量（ ） 注入速度（ 分～ 分） 胃残量が（ ）未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が（ ）ml 以上（ ）ml 未満の時（ ） 胃残量が（ ）ml 以上の時（ ） 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は（ ） その他、胃残の性状に異常がある場合の対応（ ）  薬剤注入 実施時間（ ） 注意点など〔 〕 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他（ ）（ ） 注意点など〔 〕
---------	---

都立 特別支援学校長・学園校長 殿 平成 年 月 日

学校で医療的ケアを実施する際の、メリットとリスクについて保護者に説明しました。

医療機関名 医師名 印

※該当の指示内容に☑（チェック）・数値等を記入してください。氏名（ ）

単独では本指示書の 保険適用不可の 実施行為種別	気管切開部の衛生管理 薬液吸入 酸素管理 血糖値測定とその後の処置	胃ろう・腸ろう部の衛生管理 呼吸補助装置の管理 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等	経鼻エアウェイの管理 導尿	導尿	
具体的指示内容	気管切開部 単純気管切開 喉頭気管分離 その他（ ） 肉芽について 有 ・ 無 ・ 検査（ ）ヶ月毎） ・ 不定期（最終検査 年 月） カニューレの種類（ ）内径（ ）mm 入口から先端までの長さ（ ）cm カニューレ抜去時や、気管切開部・気管内出血への対応など〔 〕	胃ろう・腸ろう チューブの種類（ ） サイズ（ ）Fr. （ ）cm 挿入 バルンの水の量（ ）ml Yガーゼ 有 ・ 無 チューブの種類（ ） サイズ（ ）Fr. （ ）cm 挿入 バルンの水の量（ ）ml Yガーゼ 有 ・ 無 チューブ抜去時の対応など〔 〕	経鼻 挿入・抜去 挿入長さ（ ）cm エアウェイの種類（ ） 内径（ ）mm 注意点など〔 〕 管理 注意点など〔 〕	導尿 実施時間（ ）（ ）（ ）（ ）（ ） カテーテルの種類（ ） サイズ（ ）Fr. 尿道に挿入する長さ（ ）cm 用手圧迫（ 可 ・ 不可 ） 注意点など〔 〕	薬液吸入 吸入時間（ ）（ ） 吸入薬内容/量（ ） / （ ） / （ ） 注意点など〔 〕
	酸素 酸素流量（ ）L/分 SPO2（ ）%以下の場合〔 〕 注意点など〔 〕	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等 自発呼吸（ 有 ・ 無 ） 普段の装着時間 24時間 定時（ ）（ ）～（ ）（ ） 使用機種 呼気圧 cm H <sub>2</sub> O 換気様式 従量式 従圧式 PEEP cm H <sub>2</sub> O 呼吸モード CPAP IMV SIMV ASSIST BiPAP (Sモード、S/Tモード、Tモード) トリガー感度 cm H <sub>2</sub> O・（ ） 最高気道内圧 cm H <sub>2</sub> O O <sub>2</sub> 流量・FiO <sub>2</sub> L/分 ・ % 最低気道内圧 cm H <sub>2</sub> O 吸気流量 L/分 最大分時換気量 L/分 吸気時間 秒 最小分時換気量 L/分 吸気呼気比 : 吸気圧低下アラーム cm H <sub>2</sub> O 呼吸回数 回/分 吸気圧 cm H <sub>2</sub> O・hPa 酸素併用 有（ L/分）・無 1回換気量 ml 加温・加湿器 有（ ・ダイアル）・無 本人の状態及び呼吸器の作動状況における注意点〔 〕 起こりやすいトラブルと対処方法〔 〕	測定等 血糖値 測定時間（ ）（ ）（ ） 対処方法 詳細は別紙に記載のこと		

別紙あり

## 医療的ケア指示書 (介護職員等喀痰吸引等指示書)

標記の件について、下記のとおり指示いたします。指示期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

	事業者 都立	特別支援学校・学園
対象者	氏名	生年月日 平成 年 月 日 歳
	主たる疾患名	

※該当の指示内容に☑ (チェック)・数値等を記入してください。

本指示書の保険適用 実施行為種別 (C007-2)	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻胃管)	<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 腸ろうによる経管栄養
---------------------------------	---	--	--

喀痰吸引	鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 以下 教員・介護職員実施の場合 鼻からの挿入の長さ ( ) cm 口からの挿入の長さ ( ) cm 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ ( ) cm 口からの挿入の長さ ( ) cm 注意点など [ ]
	持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 部位 (鼻・口) 挿入の長さ ( ) cm 注意点など [ ]
	気管カニューレからの吸引 (または気管内吸引) 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 以下 教員・介護職員実施の場合 カニューレ入口からの挿入の長さ ( ) cm 看護師実施の場合 カニューレ入口からの挿入の長さ ( ) cm 注意点など [ ]
	経鼻エアウェイからの吸引 吸引カテーテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 以下 エアウェイからの吸引カテーテル挿入長さ ( ) cm 注意点など [ ]

具体的指示内容	種類 鼻腔留置チューブ サイズ ( ) Fr. 挿入長さ ( ) cm 胃瘻 腸瘻
	栄養剤注入 栄養剤 実施時間 ( : )( : ) 内容・量 ( ) 注入時間 ( 分 ~ 分 )  胃残量が ( ) 未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) 胃残量が ( ) ml 以上の時 ( ) 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( )
	水分注入 実施時間 ( : )( : ) 内容 ( ) 1回量 ( ) 注入速度 ( 分 ~ 分 ) 胃残量が ( ) 未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) 胃残量が ( ) ml 以上の時 ( ) 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( )
	薬剤注入 実施時間 ( : ) 注意点など [ ] 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他 ( : )( : ) 注意点など [ ]

都立 特別支援学校長・学園校長 殿 平成 年 月 日

学校で医療的ケアを実施する際の、メリットとリスクについて保護者に説明しました。

医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

### 医療的ケア指示書

標記の件について、下記のとおり指示いたします。

指示期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

事業者		都立 特別支援学校・学園			
対象者	氏名		生年月日	平成 年 月 日	歳
	主たる疾患名				
具体的指示内容	医療的ケアの実施内容				
	実施上の留意事項				
	別紙のとおり				

平成 年 月 日

都立 特別支援学校長・学園校長 殿

学校で医療的ケアを実施する際の、メリットとリスクについて保護者に説明しました。

医療機関名

医師氏名

印



### 医療的ケア指示書

標記の件について、下記のとおり指示いたします。 指示期間(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

事業者	東京都立 特別支援学校	
対象者 氏名		生年月日 平成 年 月 日( 歳)
対象者 主たる疾患名		

該当の指示内容に☑(チェック)・数値等を記入してください。

実施行為の種類	口腔内の喀痰吸引 経管栄養(経鼻胃管)	鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養	気管カニューレ内部の喀痰吸引 腸ろうによる経管栄養
具体的指示内容	鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ( )Fr. 吸引圧( )kPa以下 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ( )cm 口からの挿入の長さ( )cm 注意点など( )  持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ( )Fr. 吸引圧( )kPa 部位(鼻・口) 挿入の長さ( )cm 注意点など( ) 気管カニューレからの吸引(または気管内吸引) 吸引カテーテルのサイズ( )Fr. 吸引圧( )kPa以下 看護師実施の場合 カニューレ入口からの挿入の長さ( )cm 注意点など( )  経鼻エアウェイからの吸引 吸引カテーテルのサイズ( )Fr. 吸引圧( )kPa以下 エアウェイからの吸引カテーテル挿入長さ( )cm 注意点など( )		
	種類 鼻腔留置チューブ サイズ( )Fr. 挿入長さ( )cm 胃ろう 腸ろう 栄養剤注入 栄養剤 実施時間( : )( : ) 内容・量( ) 注入時間( 分~ 分)  胃残量が( )未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が( )ml以上( )ml未満の時( ) 胃残量が( )ml以上の時( ) 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は( ) その他、胃残の性状に異常がある場合の対応( )  水分注入 実施時間( : )( : ) 内容( ) 1回量( ) 注入速度( 分~ 分) 胃残量が( )未満の時は そのまま予定量を注入する 胃残量が( )ml以上( )ml未満の時( ) 胃残量が( )ml以上の時( ) 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は( ) その他、胃残の性状に異常がある場合の対応( )  薬剤注入 実施時間( : ) 注意点など( ) 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他( : )( : ) 注意点など( )		

東京都立 特別支援学校長 殿 平成 年 月 日

医療的ケアを実施するにあたり、メリットとリスクについて保護者に説明しました。

医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

該当の指示内容に☑(チェック)・数値等を記入してください。

実施行為の種類	気管切開部の衛生管理 導尿 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等 血糖値測定とその後の処置	胃ろう・腸ろう部の衛生管理 薬液吸入 酸素管理	経鼻エアウェイの管理 呼吸補助装置の管理	
具体的指示内容	単純気管切開 喉頭気管分離 その他( ) 肉芽について 有・無 ・検査( ヶ月毎) ・不定期(最終検査 年 月) カニューレの種類( )内径( )mm 入口から先端までの長さ( )cm カニューレ抜去時や、気管切開部・気管内出血への対応など( )	チューブの種類( ) サイズ( )Fr. ( )cm 挿入 パルンの水の量( )ml Yガーゼ 有・無 チューブの種類( ) サイズ( )Fr. ( )cm 挿入 パルンの水の量( )ml Yガーゼ 有・無 チューブ抜去時の対応など( )	挿入・抜去 挿入長さ( )cm エアウェイの種類( ) 内径( )mm 管理 注意点など( )	実施時間( : )( : )( : )( : )( : ) カテーテルの種類( ) サイズ( )Fr. 尿道に挿入する長さ( )cm 用手圧迫(可・不可) 注意点など( )
	吸入時間( : )( : ) 吸入薬内容 / 量( / ) ( / ) 注意点など( )	酸素流量( )L/分 SPO2( )%以下の場合( ) 注意点など( )	自発呼吸(有・無) 普段の装着時間 24時間 定時( : )~( : )	使用機種 _____ 呼気圧 _____ 換気様式 _____ 従量式 従圧式 PEEP _____ 呼吸モード CPAP IMV SIMV ASSIST BiPAP(Sモード、S/Tモード、Tモード) トリガー感度 _____ cmH2O・ ( ) 最高気道内圧 _____ O2流量・FiO2 _____ L/分 ・ % 最低気道内圧 _____ 吸気流量 _____ L/分 最大分時換気量 _____ 吸気時間 _____ 秒 最小分時換気量 _____ 吸気呼気比 _____ : _____ 吸気圧低下アラーム _____ 呼吸回数 _____ 回/分 _____ 吸気圧 _____ cmH2O・hPa 酸素併用 _____ 1回換気量 _____ ml 加温・加湿器 _____
	測定時間( : : ) 対処方法 詳細は別添にて指示	本人の状態及び呼吸器の作動状況についての注意点 ( )  起こりやすいトラブルと対処方法 ( )		
	別紙あり			

## 医療的ケア指示書

平成 年 月 日

標記の件について、下記のとおり指示します。

指示期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

学校名	東京都立 特別支援学校		
対象者	氏名	生年月日	平成 年 月 日( 歳)
	主たる疾患名		

### 具体的な指示内容

#### < 様式1 - 5 > について

対象児の医療的ケアの内容に応じて、< 様式1-4 > の内容を加除して作成してください。  
 枠が足りないようであれば、< 都1 - 4 > を使うか、もしくは、1面足してA3サイズにしてご利用ください。  
 枠が余るようでしたら、「特記事項」等の記載欄にして使用してください。  
 (都の様式としては、左の枠のみとなります。)

東京都立 特別支援学校長 殿

平成 年 月 日

医療的ケアを実施するにあたり、メリットとリスクについて保護者に説明しました。

医療機関名

医師氏名

第 号  
平成 年 月 日

科  
殿

東京都立 特別支援学校  
校 長 \_\_\_\_\_ 印

### 依 頼 書

日頃より特別支援教育に深く御理解と御配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

日常生活において医療的ケアを必要する児童・生徒が特別支援学校に就学し、通学することが一般的になり、学校生活において医療的ケアを安全に実施することがますます重要になっております。

このため、都立 特別支援学校においても、日常的に学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全に医療的ケアを行えるよう諸条件の整備に取り組んでおります。

この度、本校では、下記の児童・生徒の保護者から医療的ケア実施の申請を受けました。

つきましては、当該児童・生徒の主治医のお立場で、この件に関して、「医療的ケア指示書(介護職員等喀痰吸引等指示書)」(都 1 - 1 又は都 1 - 2 )により御指示をお願いいたします。

また、保護者に対して、学校における医療的ケアについて、期待できるメリットとリスクについても御説明をお願いいたします。

#### 記

##### 1 申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

##### 2 申請された医療的ケアの内容

なお、本依頼書に基づき作成していただく「医療的ケア指示書(介護職員等喀痰吸引等指示書)」(都 1 - 1 及び都 1 - 2 )につきましては、医療保険が適用(C 0 0 7 - 2 )されますのでよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

都 2 - 2 「依頼書」(校長 主治医)

第 号  
平成 年 月 日

科  
殿

東京都立 特別支援学校  
校 長 \_\_\_\_\_ 印

依 頼 書

日頃より特別支援教育に深く御理解と御配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

日常生活において医療的ケアを必要とする児童・生徒が特別支援学校に就学し、通学することが一般的になり、学校生活において医療的ケアを安全に実施することがますます重要になっております。

このため、都立 特別支援学校においても、日常的に学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全に医療的ケアを行えるよう諸条件の整備に取り組んでおります。

この度、本校では、下記の児童・生徒の保護者から医療的ケア実施の申請を受けました。

つきましては、当該児童・生徒の主治医のお立場で、この件に関して、「医療的ケア指示書」(都 1 - 3)により御指示をお願いいたします。

また、保護者に対して、学校における医療的ケアについて、期待できるメリットとリスクについても御説明をお願いいたします。

記

1 申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケアの内容

様式5 「検診依頼書」(校長 指導医)

様式5 【肢体 要領6(2) 関係、肢体以外 要領6(2) 関係】

第 号

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校

指導医 \_\_\_\_\_ 殿

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

検 診 依 頼 書

標記の件について、検診を下記のとおり依頼します。

記

1 医療的ケア申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケアの内容

3 検診日時

4 場所

検診日時を年間の実施計画書により示す場合には、この様式によらず検診を依頼することができる。

様式 6 「医療的ケア実施申請に伴う検診について（お知らせ）」（校長 保護者）

様式 6 【肢体 要領 6（2） 関係、肢体以外 要領 6（2） 関係】

第 号

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_

（公印省略）

医療的ケア実施申請に伴う検診について（お知らせ）

標記の件について、本校指導医 \_\_\_\_\_ 医師の検診を下記のとおり実施します。

記

1 医療的ケア申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケアの内容

3 検診日時

4 場所

5 用意するもの

様式7「指導医検診記録・意見書」(指導医 校長)

様式7【肢体 要領6(2) 関係、肢体以外 要領(2) 関係】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校長 殿

東京都立 特別支援学校

指導医 \_\_\_\_\_ 印

指導医検診記録・意見書

対象児童・生徒

\_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ 年 氏名 \_\_\_\_\_

主治医

\_\_\_\_\_ 医師(病院名: \_\_\_\_\_ 科)

検診日

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日( )

検診場所

保護者から申請された医療的ケアの内容について

所見

指示

1 保護者から申請された医療的ケアは、学校で実施することは可能であり、以下のとおり指示する。

(指示内容)

2 保護者から申請された医療的ケアは、学校で実施することは不可能である。

(理由)

様式 8 「結果通知書」(校長 保護者)

様式 8 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係】

第 号

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

結 果 通 知 書

標記の件について、下記のとおり通知します。

記

1 児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケアの内容

3 結果

(1) 医療的ケアの実施対象者といたします。

医療的ケア実施予定者 職・氏名

上記の者が実施予定者となりますので、研修に御協力をお願いいたします。

日程等につきましては、別途、お知らせいたします。

なお、看護師が実施予定者となった場合は、研修は行いません。

(2) 今回は実施できません。

理由



様式9「実地（個別）研修の実施について」（校長 保護者）

様式9 【肢体 要領6（2） 関係、肢体以外 要領6（2） 関係 \* 看護師省略可】

第 号

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_

（公印省略）

実地（個別）研修の実施について

標記の件について、下記のとおり、\_\_\_\_\_教諭（学校介護職員）による研修  
を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。

なお、欠席などの場合は担任まで御連絡ください。

記

1 児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 日 時

平成 年 月 日（ ） 時 分

3 場 所

4 医療的ケアの内容

5 持ち物

6 その他

看護師が実施者となる場合には本様式から様式12までの作成を省略することができる。

様式 10 「実地(個別)研修実施依頼書」(校長 指導医)

様式 10 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係 \* 看護師省略可】

第 号

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校

指導医 \_\_\_\_\_ 殿

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

実地(個別)研修実施依頼書

標記の件について、研修の実施を下記のとおり依頼します。

記

1 医療的ケア申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケアの内容

3 実施予定者

4 検診日時

5 場所

対象者となる児童・生徒が複数いる場合には、別表の添付に代えることができる。

様式 11 「実地(個別)研修記録」

様式 11 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係 \* 看護師省略可】

実地(個別)研修記録	
平成 年 月 日 ( )	部 年 児童・生徒氏名
研修者 職・氏名 :	
研修内容・範囲 :	
<p>研修内容 ( 実際に行ったこと )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施前に観察する項目</li>   <li>・ 必要物品</li>   <li>・ 手順</li>   <li>・ 実施中に観察する項目</li>   <li>・ 実施後に観察する項目</li>   <li>・ 様子の変化など、助言を要する状態について</li> </ul>	
感想・課題 :	
指導医から :	
研修修了	研修継続
指導医 : _____	

様式 12 「医療的ケア実施認定書」(指導医 校長)

様式 12 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係 \* 看護師省略可】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校長 殿

東京都立 特別支援学校

指導医 \_\_\_\_\_ 印

### 医療的ケア実施認定書

標記の件について、下記のとおり認定します。

記

1 児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 医療的ケアの実施

( 可 ・ 否 )

3 実施可能な医療的ケアの内容及び範囲

4 実施者

5 留意点

6 実施期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

様式 13 「医療的ケア実施者指定書」(校長 実施者)

様式 13 【要領 6 ( 2 ) 関係】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校

職・氏名 \_\_\_\_\_ 殿

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

### 医療的ケア実施者指定書

標記の件について、下記のとおり指定します。

記

1 児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 医療的ケアの内容

指導医による「医療的ケア実施認定書」の内容

3 留意点（看護師等との連携を含む）

4 実施期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

様式 14-1 「実施通知書」(校長 主治医)

様式 14-1 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係】

第 号  
平成 年 月 日

科  
殿

東京都立 特別支援学校  
校長 印

### 実 施 通 知 書

日頃より特別支援教育に深く御理解と御配慮を賜り、心より御礼申し上げます。  
先に、主治医として御指示をいただきました学校における医療的ケアの実施について、  
本校において検討し、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

#### 記

1 申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケア

3 結果

- ・実施します。  
内容・範囲：

期 間： 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

- ・実施できません。  
理由

様式 14-2 「実施通知書」(校長 保護者)

様式 14-2 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係】

第 号

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

東京都立 特別支援学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

### 実 施 通 知 書

標記の件について、本校において検討し、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

#### 記

1 申請児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 申請された医療的ケア

3 結果

・実施します。

内容・範囲：

期 間： 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

実施者 ・  
・

・実施できません。

理由

様式 15 「医療的ケア実施承諾書」(保護者 校長)

様式 15 【肢体 要領 6 ( 2 ) 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 関係】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 医療的ケア実施承諾書

この度、主治医から学校における医療的ケアについて、期待できるメリットとリスクの説明を受けました。つきましては、医療的ケアの実施者及び内容・範囲についてお知らせいただきました件について、下記のとおり承諾します。

なお、緊急時の連絡先及び搬送医療機関は下記のとおりです。

#### 記

1 対象となる児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 実施者 職・氏名

3 医療的ケアの内容

4 期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 緊急時の連絡先及び搬送医療機関

(1) 緊急時の連絡先

(2) 搬送医療機関 \_\_\_\_\_ 学校指定の医療機関 } どちらかにレを付ける。  
かかりつけ等の医療機関

かかりつけ医

\_\_\_\_\_ 科



様式 16 「医療的ケア実施依頼書」(保護者 校長)

様式 16 【肢体 要領 6 ( 2 ) 及び 7 関係、肢体以外 要領 6 ( 2 ) 及び 7 関係】

平成 年 月 日

東京都立 特別支援学校長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 医療的ケア実施依頼書

標記の件について、医療的ケア実施要領に基づき下記のとおり依頼します。

#### 記

1 対象となる児童・生徒

学部・学年 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_年

氏 名 \_\_\_\_\_

2 医療的ケアの実施を依頼する期間(期日)

3 依頼する医療的ケアの内容

4 現在の健康状態

5 その他、連絡事項

当日の健康状態及び医療的ケアの内容については、別紙「健康チェックカード」により知らせます。

様式17 「医療的ケア実施状況報告書」(校長 主治医)

様式17 【肢体 要領6(2) 関係、肢体以外 要領6(2) 関係】

平成 年 第 月 号 日

病院  
殿

東京都立 特別支援学校  
校長 印

医療的ケア実施状況報告書

下記のとおり報告いたします。

対象児童・生徒： 部 年 氏名

実施記録チェック表

月	実施内容	実施回数	実施状況(課題、特記事項等) 看護師との連携等、実施体制等を含む。	指導医 サイン
4月				
5月				
6月				
7月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

実施者より：

看護師より：

指導医より：

【参考様式】

健康チェックカード（例）						
部		年		組		グループ 氏名：
体温			普段の様子		年 月 日（ ）	
度 分～度 分			度 分			
食 事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態</li> <li>・量</li> </ul> （多い、普通、少ない）		主食：全（ / ） 副食：全（ / ）		注入 内容： 量：
睡 眠		平均 時間程度 時 分頃 ～ 時 分頃		時 分頃 ～ 時 分頃 （熟睡、ときどき起きていた、 良く眠れなかった）		
排 尿		1日 回程度 約 時間おき		最終排尿時間： ・量（多い、普通、少ない）		
排 便		回数：毎日、 日おき （自然排便、座薬等使用）		あり（ 回）、なし 最終排便時間：		
緊 張		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弱い</li> <li>・強い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつもより弱い</li> <li>・普通</li> <li>・いつもより強い</li> </ul>		
喘 鳴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない</li> <li>・ある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない</li> <li>・ある</li> </ul> （弱いがある、ある、ひどくある）		
痰		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にない</li> <li>・ある</li> </ul> （多い、少ない、固い、柔らかい）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にない</li> <li>・ある</li> </ul> 量（多い、普通、少ない） 色（ ） 固さ（固い、普通、柔らかい）		
発 作		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない</li> <li>・ある</li> </ul> 頻度（ ） 型（ ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない</li> <li>・ある</li> </ul> 時間（ ） 型（ ）		
注 入 内 容		朝		時間（ ）		様子
		内容（ ）		その他		
		量（ ）		昨 時間（ ） 内容（ ） 量（ ）		
昼		時間（ ）		朝		
内容（ ）		内容（ ）		時間（ ）		
量（ ）		量（ ）		内容（ ）		
夜		時間（ ）		依頼する注入 時間（ ）		
内容（ ）		内容（ ）		薬（ あり ・ なし ）		
量（ ）		量（ ）		内容（ ）		
量（ ）		量（ ）		量（ ）		
当 日 の 緊 急 連 絡 先		<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				

必要な項目について、 で囲むか、記入してください。

保護者氏名 \_\_\_\_\_